

みんなが共に考え、共に汗を流す

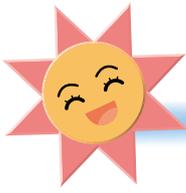
# 松戸市協働のまちづくり条例

平成19年7月1日施行

豊かで活力ある地域社会の実現、それは私たちの願いです。  
そのために、まちのみんなが手を結び、協力して地域の課題の  
解決に取り組む。そんなことを形にできる条例ができました。



松 戸 市



# まちづくりのキーワードは「協働」



## はじめに

21世紀に入り、少子高齢化の進展や環境問題、防災・防犯意識の高まりなど地域社会における課題は複雑かつ多様化してきております。これらの課題に対応し、みんなが暮らしやすいまちを形成するためには、公共サービスをこれまでのように行政が主体となって担うのではなく、まちを構成するみんなが協力、連携して担っていくが必要になってきています。

本市では、「市民と行政が共に考え、共に汗を流す」新しい時代のパートナーシップの構築を市政の基本方針に掲げておりますが、このパートナーシップの下に、お互いが協力して地域課題の解決に取り組む「協働」を推進するため、松戸市協働のまちづくり条例（平成19年松戸市条例第13号）を制定し、平成19年7月1日より施行しました。

### 【行政主導型】

公共サービスは行政が担うもの

まちづくりの手法の転換

### 【協働型】

これからの公共サービスは、市民、町会・自治会、NPO、ボランティア、事業者、行政のみんなで担います

## 協働を推進する背景

### □ 多様化する市民ニーズ、複雑化する地域課題への対応

市民の価値観が多様化する中、豊かさが実感できる暮らしやすい地域社会を形成するためには、地域課題の変化や市民ニーズの多様化に対応し、きめ細かな公共サービスが提供できる社会構造全体の変革が求められています。

### □ 逼迫した行財政状況

厳しい行財政の現状からは、行政だけが公共サービスを担っていくことには限界があります。

### □ まちづくりに関わる市民の力の向上

近年、市民活動は幅広い分野で展開されており、今後は団塊の世代の参加などによってさらに増えていくことが期待されています。この活力をまちづくりに生かす仕組みが求められます。

### □ 分権型社会への対応（自助、共助、公助の「補完性の原理」）

地方分権推進法の成立以降、地方自治は変革を迫られています。補完性の原理とは、家族や地域などの小さな単位で可能なことはそれに任せ、そこでは不可能なことをより大きな単位が行うという考え方で、地方分権時代の地域社会のあり方を示すものです。

#### 自助

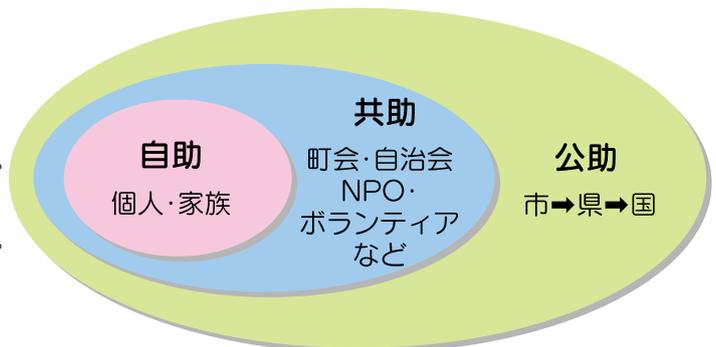
自分でできることは自分で行う。

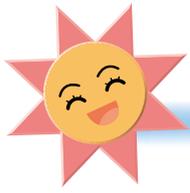
#### 共助

みんなのできることは助け合って解決する。

#### 公助

それでもできないことは市→県→国が行う。





# 松戸市協働のまちづくり条例のポイント



## 趣旨及び目的(前文・第1条)

本市では、市民、町会・自治会、NPO、ボランティア等が、福祉、教育、環境、防犯などの様々な分野で活発な活動を行っている現状にありますが、今後、社会の変化に伴い、多様化していく地域の課題に適切に対処するためには、これらの活動を活性化し、協働によるまちづくりを推進することがますます重要となることに鑑み、この条例を制定しました。

この条例は、協働の推進に関する基本理念を定め、市民、市民活動団体、事業者及び市の役割を明らかにするとともに、協働の推進に必要な事項を定めることにより、豊かで活力ある地域社会の実現に寄与することを目的としました。

## 定義(第2条)

この条例において使用する用語の定義を明らかにしました。

### 協働

協働とは、市民、市民活動団体、事業者及び市が、相互の信頼関係の下に、協力して地域の課題の解決に取り組むことをいう。

### 市民活動

市民活動とは、自主的に行われる営利を目的としない社会貢献活動のうち、次のいずれにも該当しないものをいう。

- ア 宗教上の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
- イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
- ウ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動 ※特定の公職とは、国会議員並びに地方公共団体の長及び議員を指します。

## 基本理念(第3条)

市民、市民活動団体、事業者及び市が協働する際の基本的な考え方を定めました。

- (1) 市民、市民活動団体、事業者及び市は、協働の目的を共有し、相互の役割を理解するとともに、その実現に必要な社会資源を分担すること。
- (2) 市民、市民活動団体、事業者及び市は、対等な関係に基づき、相互の自主性及び自立性を尊重すること。
- (3) 市民、市民活動団体、事業者及び市は、相互に情報を提供し、協働に必要な情報を共有すること。





## 役割(第4～7条)

市民、市民活動団体、事業者及び市の役割を定めました。

### 市民の役割 (第4条)

- ・ 地域社会の課題に関心を持つこと。
- ・ 自分でできることを考え、実践すること。
- ・ 市民活動を理解し、実践するとともに協働の推進に努めること。



### 市民活動団体の役割 (第5条)

- ・ 適正な団体運営を行い、自らの責任をもって市民活動を行うこと。
- ・ 人材、その他の社会資源を充実し、協働の推進に努めること。
- ・ 市民活動が地域に広く理解されるよう努めるとともに、他の団体と協力して市民活動の発展に努めること。



### 事業者の役割 (第6条)

- ・ 地域の一員として、市民活動への理解及び協力並びに、協働の推進に努めること。



### 市の役割 (第7条)

- ・ 市民活動を支援するとともに、協働事業を実施することにより、協働を推進すること。
- ・ 協働の推進に際し、市民、市民活動団体及び事業者から広く意見を聴き、その参加を募ること。
- ・ 協働の推進に必要な知識の普及及び意識の向上を図ること。



## 市の施策(第8～10条)

この条例に基づき、市は7つの施策(協働のまちづくり元気プロジェクト)を推進します。

### (1) 推進計画の策定と進捗状況の公表(第8条第1号)

推進計画は、協働によるまちづくりの基本的考え方を明示するとともに、協働事業の推進及び市民活動の活性化のための施策について体系化します。この推進計画に基づき、施策を進行管理し、その進捗状況を公表します。

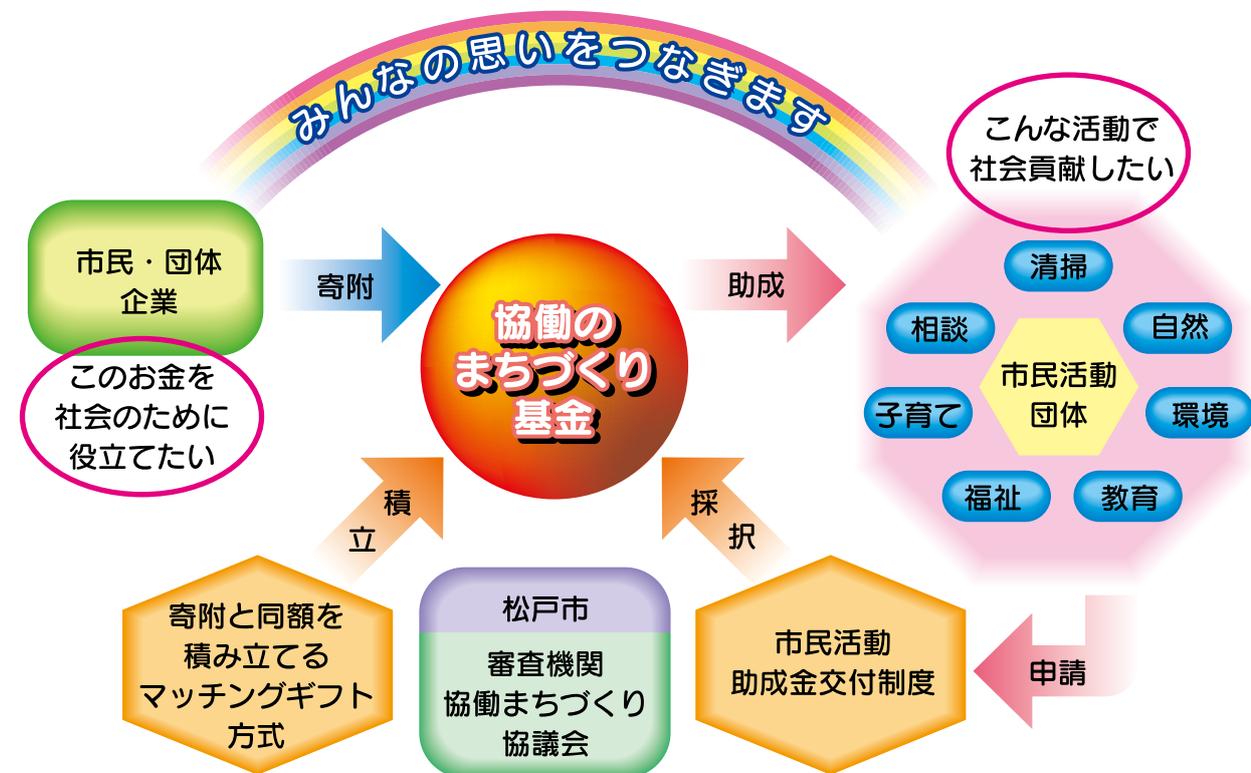
また、推進計画の策定に合わせて協働のルールを作成します。

### (2) 市民活動助成金交付制度(第8条第2号)

市民活動団体の課題は、意欲やアイデアはあっても資金力が弱い点にあります。そのため、この制度は、基金を原資として、活動(事業)の立ち上げや拡充のための一時的な資金を提供することにより、新たな市民活動の育成を図るものです。市の助成金は、1事業10万円以内とします。

### (3) 協働のまちづくり基金(第8条第2号)

市民、市民活動団体、事業者及び市が資金を提供して協働を推進するため、基金を創設します。基金の積立は、市民、市民活動団体及び事業者からの寄附金及びその同額を市が積み立てるマッチングギフト方式とし、これを原資に市民活動助成金を交付します。



### (4) 市民活動の支援及び発展に必要な施設の充実(第8条第3号)

まつど市民活動サポートセンター機能の充実を図るため、管理を指定管理者(平成19年4月)に移行し、「サポート資源提供システム」の調査研究及び市民活動団体情報ライブラリーの整備を進めていきます。

## (5) 施策を総合的に行うための推進体制の整備（第8条第4号）

庁内における協働のまちづくりに取り組む組織体制として、協働のまちづくり推進会議及び補助組織の設置、並びに協働推進課を設置します。

## (6) 協働事業提案制度（第9条）及び負担金交付制度（第8条第2号）

市民活動団体又は事業者が提案し、市と協働して事業を企画、実施する協働事業提案制度を創設します。協働事業は、提案者と市が社会資源（人材、技術、労力、資金など）を持ち寄って実施するものとし、市では市民活動団体を対象に負担金の交付制度を設けます。

負担金の額は、提案者の自己資金に加え、提供される無償の労力を資金に換算して限度額を算出するマッチングファンド方式とし、先進的モデル事業にあっては、1事業50万円以内とします。

### 【協働事業の原則】

協働事業の意義は、お互いの特性を活かし合うことで相乗効果をあげながら、効果的、効率的に公共サービスを創出し、地域課題を解決することにあります。その実施に当たっては、次の3つの原則に則るものとします。

#### 目的共有の原則

提案者と市は事業を行う目的、目標を共有し、協力して事業企画書を作成します

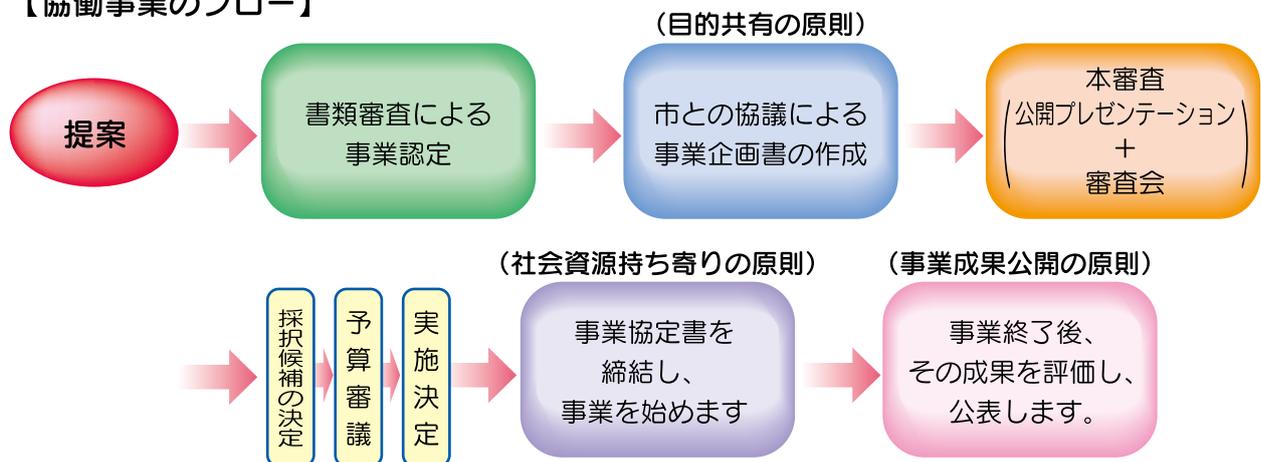
#### 社会資源持ち寄りの原則

提案者と市は事業の実施に必要な資源をそれぞれ相応に分担します

#### 事業成果公開の原則

事業終了後、その成果を評価し、公表します

### 【協働事業のフロー】



## (7) 協働のまちづくり協議会の設置（第10条）

協議会は市民、関係団体、学識経験者、市等で構成し、協働事業提案制度及び市民活動助成金交付制度の審査・評価、推進計画及び協働のルールの策定などを審議します。

## 委任(第11条)及び附則

附則第2項では、この条例の施行後3年を目途として、この条例の運用状況について検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとした。

# 協働のまちづくりの展開

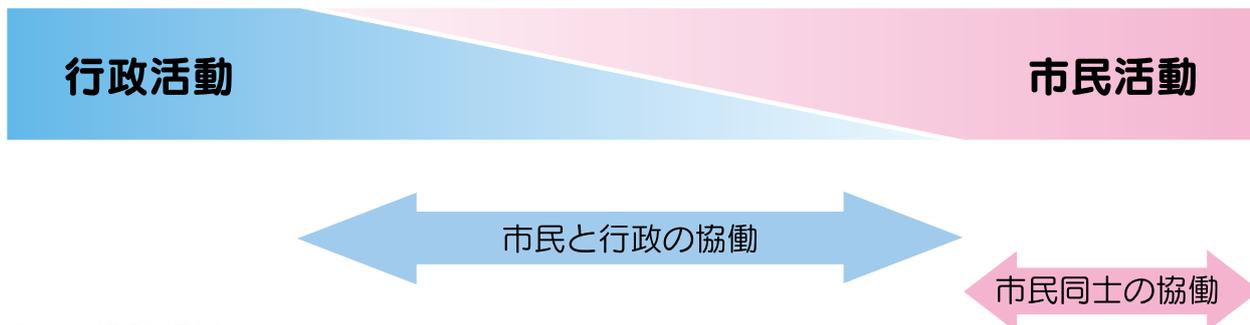
市民と行政の協働によるまちづくりとは、5つの活動領域がより良く調和し、補完し合うことによって、豊かで活力ある地域社会の実現を図るものです

目的

**豊かで活力ある地域社会の実現**  
地域課題の解決・多様な公共サービスの提供



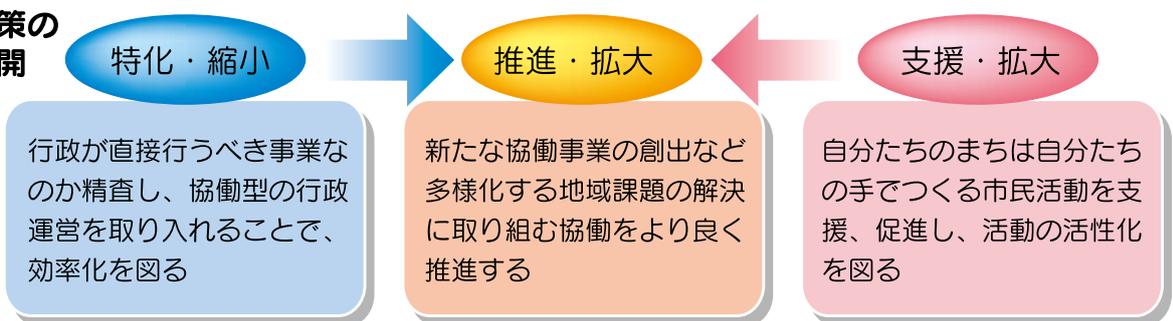
活動



5つの活動領域



施策の展開





# まつど市民活動サポートセンター



松戸市上矢切299-1 総合福祉会館内 Tel365-5522 Fax365-5636  
E-Mail hai\_saposen@matsudo-sc.com URL http://www.matsudo-sc.com

開館時間 月～土曜日 9時～21時 日曜日 9時～17時  
休館日 第1・3水曜日、12/29～1/3

まつど市民活動サポートセンターは、市民活動（市民が自主的に行う営利を目的としない社会貢献活動）を支援することを目的とした施設です。ぜひ、ご利用ください。

## 場の提供

有料で利用できる施設として、会議室、多目的ホール、作業室、調理室があります。また、無料で利用できる施設として、交流サロン、ミーティングコーナー、情報コーナー、ロッカーがあります。コピー機（1回コピー10円）、軽印刷機（1製版100円、用紙は持ち込み）があります。

## 市民活動情報の収集や提供

情報コーナーには、様々な市民活動団体のチラシ等を掲示しています。  
サポートセンター独自のホームページやサポートセンターニュースを発行し情報提供しています。

## 市民活動の各種相談

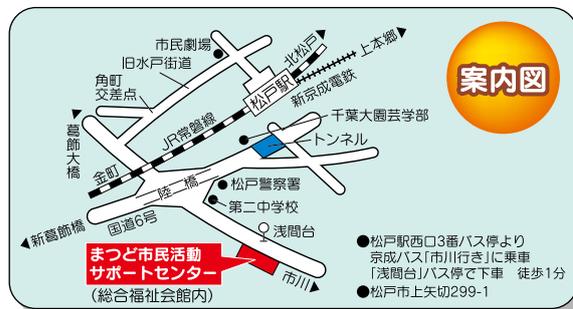
市民活動の各種相談は、随時お受けしています。  
相談は、9時～17時にコーディネーターが対応します。（夜間は、要予約）  
また、NPO立ち上げ相談を定期的に開催しています。

## 市民活動団体等の連携や交流

毎年、NPO・市民活動見本市や利用者懇談会などを開催しています。  
NPO・市民活動見本市は、実行委員会を設置して、市民活動団体の方々と企画から運営までを一緒に行います。

## 市民活動の人材育成

地域デビュー講座「DeBanda! 出番だ」や「車座DeBanda」、NPOマネジメント講座を開催しています。  
また、夏には中学生以上を対象としたボランティア体験講座「Let's体験」を開催しています。



## 松戸市協働のまちづくり条例パンフレット

発行日：2007年（平成19年）9月  
発行者：松戸市 市民環境本部 市民担当部

協働推進課

〒271-8588  
松戸市根本387番地の5  
電話（047）366-7062  
mail : mckyoudou@city.matsudo.chiba.jp